

第7回（前回）秋田市バリアフリー協議会で出された意見と対応

	意 見	対 応
意見 1	秋田駅中央改札口付近のトイレの音声案内について <ul style="list-style-type: none"> 秋田駅中央改札口付近のトイレの音声案内の音量が小さく、聞こえにくいため、近くまで来たら聞こえる程度の音量にしてほしい 	<ul style="list-style-type: none"> 現地を確認し、音声案内の音量を大きくしました。 (東日本旅客鉄道株式会社秋田支社)
意見 2	秋田駅西口の駐車場について <ul style="list-style-type: none"> 秋田駅西口の平面駐車場にある障がい者用駐車区画について、一度駐められてしまうとどのような人が利用しているかわからないため、適正に利用されるよう取り組んでほしい 	<ul style="list-style-type: none"> 平面駐車場については、これまでも巡回指導を行っており、今後も継続してまいります。 さらに、秋田駅西口の立体駐車場内に、パーキングパーミッド制度に登録した駐車区画を5区画（車いす使用者用を2区画・車いす使用者以外用を3区画）新設しました。これらの駐車区画についても、併せて巡回指導を行うことで、利用の適正化に努めてまいります。 (東日本旅客鉄道株式会社秋田支社)
意見 3	秋田駅東口から障がい者用駐車区画までの動線について <ul style="list-style-type: none"> 秋田駅東口から駅東駐車場にある障がい者用駐車区画までの動線に屋根を設置してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> 該当する障がい者用駐車区画のある駅東駐車場は、民間事業者の駐車場で、その土地が将来にわたって駐車場として継続するか、今後の利用方針が明確でないため、対応は困難です。 (都市計画課)
意見 4	秋田駅東口の身障者乗降場について <ul style="list-style-type: none"> 秋田駅東口広場（アルヴェ前）にある身障者乗降場の利用を適正化してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> 身障者乗降場については、これまで路面標示を視認性の高い橙色に変更したほか、巡回指導を行うなどして利用の適正化に努めてまいります。 (秋田市民交流プラザ管理室)

【資料 1】

	意 見	対 応
意見 5	<p>アルヴェの立体駐車場について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アルヴェに隣接する立体駐車場の障がい者用駐車区画を使用したい時に使用できるようにしてほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでは、施設内に 6 区画ある障がい者用駐車区画を建物内のデイサービス施設の車両が定常的に利用している状況にありましたが、別の区画に駐車するように指導いたしました。 <p>(秋田市民交流プラザ管理室)</p>
意見 6	<p>アルヴェの立体駐車場の利用料金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アルヴェに隣接する立体駐車場とアルヴェの 1 階を出入りするドアが重く、エレベーターの乗り降りもあり、時間がかかってしまうが、駐車料金について減免等はないのか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車料金に対する減免制度はありませんが、ドアの重さについては、アルヴェ管理組合も問題視しており、ドアの改良について検討をしています。 <p>(秋田市民交流プラザ管理室)</p>
意見 7	<p>周知について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報あきたでの周知を継続してほしい (心のバリアフリーについて、パーキングパーミッド制度について) ・ ホームページのみでは、高齢者に対して周知されにくいいため、他の方法も検討してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 29 年度は次の周知を行いました。今後とも継続して、できる限りの周知を行ってまいります。 <p>①広報あきたに記事を掲載 . . . 3 ページのとおり</p> <p>②多機能トイレポスターの掲示 . . . 4 ページのとおり</p> <p>③市のホームページによる周知 . . . 5 ページのとおり</p> <p>(都市計画課)</p>
意見 8	<p>バリアフリーの資料について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省で公開しているバリアフリーに関する資料を、この会議で配布してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省で公開しているパンフレット・リーフレットを配布します。 <p>. . . 参考資料 (都市計画課)</p>

① 広報あきたによる周知について

2月2日号掲載記事（抜粋）

関心があるかたは、産業企画課6次産業・産業連携担当へお問い合わせください。
☎(888)5725

相談対象▶農家民宿や農家レストランを営んでいる、または今後営む予定の農業者

農業者とは…
①農業を営む者(個人・法人)
②農業経営者の家族
③農地所有適格法人の組合員

規制緩和の内容

どぶろく特区内でどぶろくを製造する場合に、酒類製造免許の要件のうち、最低製造数量基準(年間製造見込数量6kl)が適用されません。
◆どぶろくの製造は、所轄税務署からの免許を受ける必要があります

無料。ぜひご覧ください。
日時▶2月10日(土)から14日(水)まで、午前8時30分～午後9時(14日は午後5時まで)
会場▶市役所1階市民ホール
●問い合わせ 秋田市農業委員会 事務局 ☎(888)5796

「一人一人の思いやりで「心のバリアフリー」を

市では、高齢者や障がい者などの自立と社会参加を促すため、施設のバリアフリー化と、地域社会全体がお互いに協力し合うことができるよう「心のバリアフリー」を推進しています。
乗り物で席を譲るなど、誰もができる小さな気遣いが大切です。一人一人が相手を思いやり、心のバリアフリーを実践しましょう。

詳しくは、都市計画課ホームページをご覧ください。
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/im/keikaku/1/koutuu-BF/>

◆バリアフリー協議会を開催
3月27日(火)午後2時、市役所5階の第3・第4委員会室で。議題は「秋田市バリアフリー基本構想」に関する取り組みです。傍聴は先着10人まで。直接会場へお越しください。
都市計画課 ☎(888)5764

◆「車いす等マーク」のついた駐車区画の適正利用にご協力を障がい者や要介護者、妊産婦などに利用証を交付し、駐車区画の適正利用を図る「障害者等用駐車区画利用制度」を実施しています。みなさん一人一人のマナー向上にご協力をお願いします。また、施設管理者のかたは、制

【利用証】

◆小学校でバリアフリー教室
市内の小学3～6年生を対象に、バリアフリー教室を開催しています。今年度は12の小学校で、高齢者・障がい者の疑似体験や介助を体験する教室を開催しました。

車いすでの移動やアイマスクを着用した歩行体験など、普段と違う環境の中、声を掛け合い、助け合うことの大切さを学びました

度々の趣旨をご理解のうえ、「障害者等用駐車区画」の設置にご協力ください。詳しくは、秋田県地域・家庭福祉課にお問い合わせください。☎(860)1342

障害者等用駐車区画利用証 (車いす使用者用)

障害者等用駐車区画利用証 (車いす使用者以外用)

車いす使用者用 (青色)

車いす使用者以外用 (緑色)

3月16日号掲載記事（抜粋）

昨 年からの、市内の6事業者で、全国的にも普及してきている新型タクシー「JPNタクシー」の運行が始まりました。


この車両は、広い後部座席や乗り降りしやすい低床など、子どもから高齢者まで、誰もが利用しやすい「おもてなし」の設計が特徴で、さらに、車いすのまま後部座席に乗車することもでき、障がい者にもやさしい「ユニバーサルデザイン」の車両となっています。

秋田県ハイヤー協会秋田支部では、今後これらの導入を図り、バリアフリーの取り組みを進めていくこととしています。

☎(864)3631

バリアフリーの取り組みに新型タクシー

車体は「深藍色」と呼ばれる、黒に近い濃いめのカラーです

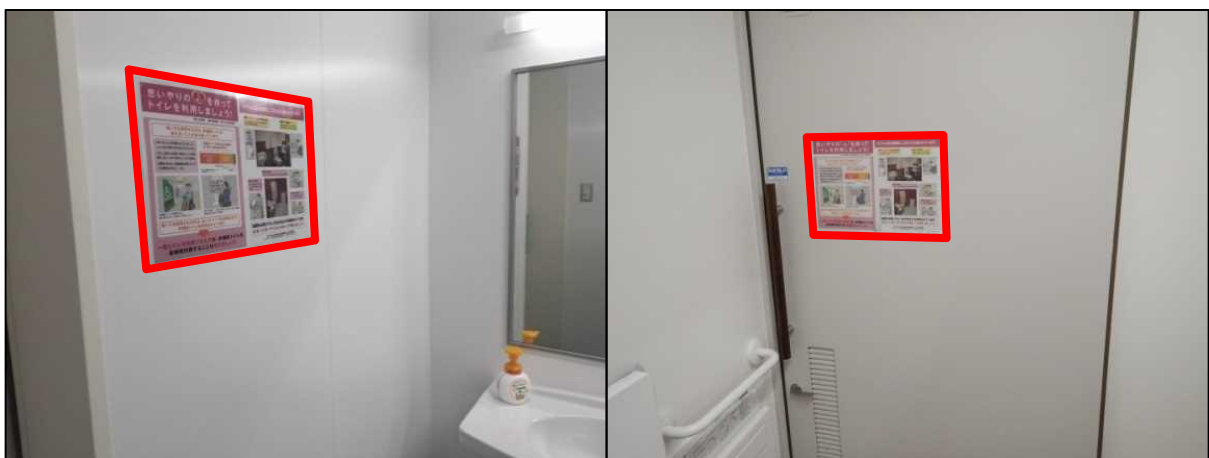


②多機能トイレポスターの掲示による周知について

多機能トイレの利用マナーを向上するための啓発ポスターを、多目的トイレ設置施設に掲示しました。今年度は、市役所本庁舎、各市民サービスセンター等計20箇所にポスターを掲示し、今後さらに設置箇所を増やしていく予定です。



多機能トイレ利用マナー啓発ポスター（実際はA3サイズ）



ポスター設置状況（左：南部SC、右：秋田市役所本庁舎）

③秋田市都市計画課のホームページによる周知について

掲載内容

- ・ 知っておきたいバリアフリー等の知識 6 ページ
- ・ 障がい者等の特性とその対応について 7 から 18 ページ
- ・ 障害者等用駐車区画利用制度について 19 ページ

秋田市のバリアフリーについて

最終更新 2017.12.11

バリアフリーに取り組む背景

秋田市をはじめ我が国は、急速な高齢化と少子化が同時進行し、かつて経験したことのない人口減少社会を迎えています。こうした社会では、市民一人ひとりが自立し、社会の担い手として役割と責任を果たすことが重要だといわれています。一方で、移動等の制約の多い高齢者や障がい者等の社会参加には、いまだ多くの障壁（バリア）があり、その環境整備は急務となっています。

秋田市におけるバリアフリー推進の考え方

安全で円滑な移動や施設利用等の確保

利用者の目線に立ち、誰もが安全かつ円滑に移動や施設利用等ができるよう鉄道、バス、道路などの交通施設とともに、多くの人が利用する建築物などへの連続したバリアフリー化を推進します。

継続的なバリアフリーの推進

バリアフリー化は、今後の高齢社会を見据え、まち全体で取り組むべき施策であり、関係者が一体となって継続的に推進します。基本的には、優先的かつ重点的にバリアフリー化に取り組むべき地区を重点整備地区として整備を進めていきますが、重点整備地区以外においても、個別事業を実施する際はバリアフリー化に努めます。また、具体的なバリアフリー施策の内容や、新たに生じる問題等については、高齢者や障がい者等の当事者のもとで検証して、新たな施策や措置を講じていきます。

市民の支え合いによるバリアフリーの推進

高齢者や障がい者等の円滑な移動および建築物等の施設の円滑な利用を実現するためには、ハード面の整備だけでなく、市民一人ひとりが支え合いの精神をもち、高齢者や障がい者等に対する理解を深めていく必要があります。市民の誰もが、移動等に不自由な人に出会ってもすぐ手を差し伸べられ、地域社会全体が相互に協力し合うことができるよう「心のバリアフリー」を推進します。

秋田市の取組

- ▶ [秋田市バリアフリー協議会](#)
- ▶ [秋田市バリアフリー基本構想](#)
- ▶ [バリアフリー教室（心のバリアフリー）](#)
- ▶ [バリアフリーに関するアンケート調査](#)

トピックス

- ▶ [知っておきたいバリアフリー等の知識](#) 6 ページ
- ▶ [障がい者等の特性とその対応について](#)
（「基本構想作成ガイドブック（参考資料）」[【国土交通省ホームページ】](#)を加工して作成） 7 から 18 ページ
- ▶ [障害者差別解消法について](#)（出典：障害者差別解消法リーフレット [【内閣府ホームページ】](#)）
- ▶ [障害者等用駐車区画利用制度について](#) 19 ページ
- ▶ [多機能トイレの利用マナーについて](#)（出典：トイレ利用マナー向上に関するパンフレット [【国土交通省ホームページ】](#)）
- ▶ [ユニバーサルデザインタクシーについて](#)（[国土交通省ホームページ](#)）

最終更新 2017.05.10

ノーマライゼーション

ノーマライゼーションは、障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会とする考え方です。

この考え方を提唱したのは、1950年代にデンマークの社会省の担当官であったニルス・エリク・バンク-ミケルセンで、当時、隔離的に収容されている知的障がい者の実態に触れたことをきっかけに、1959年の『知的障がい者福祉法』の制定につながり、この法律でノーマライゼーションという言葉が世界で初めて用いられました。

その後、この考え方は世界に浸透し、1971年の『国連知的障害者権利宣言』、1975年の『国連障害者権利宣言』の土台になったとされ、1981年の『国際障害者年』のテーマを「完全参加と平等」とした国連決議へとつながっていきました。

北欧の知的障害者の処遇改善から広がったこの概念は、これからの社会を考える上でも重要な概念とされています。

バリアフリーとユニバーサルデザイン

「バリアフリー (barrier free)」の英語の意味は、建物の段差を取り除くことのみを指し、設備やシステム等、障がい者や高齢者などに広く対応している言葉としては「アクセシビリティ (accessibility)」という言葉が一般的だと言われています。

日本では、高齢者や障がい者等が生活する上での物理的な障害や障壁を取り除いた状態にするだけでなく、社会的、制度的、心理的なすべてのバリアの除去という意味で用いられています。

一方、ユニバーサルデザインは、バリアフリーがバリア (障壁) の存在を前提にその障壁を取り除くという考え方であるのに対して、あらかじめ年齢、性別、人種等に拘わらず多様な人々が利用しやすいように都市や生活環境をデザインすることだと言われています。

※ユニバーサルデザインの提唱者はノースカロライナ州立大学のロナルド (ロン) ・メイスで、1980年代にそれまでのバリアフリーの概念に代えて「できるだけ多くの人々が利用可能であるように製品、建物、空間をデザインすること」をユニバーサルデザインとして定義しました。

バリアフリーの歴史

バリアフリーという言葉が使われるようになったのは、1974年の国連障害者生活環境専門家会議で、報告書『バリアフリーデザイン』が作成されたことが、その始まりだと言われています。

バリアフリーが大きく進展したのは、1981年の国連による『国際障害者年』の指定だとされ、翌年には『障害者に関する世界行動計画』の決議とともに、計画の実施にあたり、1983年から1992年までを『国連・障害者の十年』とした宣言が行われています。

日本もこれに呼応する形で、1982年に『身体障害者の利用を配慮した建築設計標準』、1983年に『公共交通ターミナルにおける身体障害者用施設設備ガイドライン』、さらに、1985年に『視覚障害者誘導用ブロック設置指針』が定められ、我が国での本格的なバリアフリーの取組が始まりました。


その後、1994年に『高齢者、身体障害者が円滑に利用できる特定建築物に関する法律 (通称：ハートビル法)』の制定、2000年には『高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律 (通称：交通バリアフリー法)』が制定されました。

さらに、2006年には、それらの法律が別々につくられていることで様々な問題が指摘されていたことや、一体的・総合的なバリアフリーを推進するためには、二つの法律を一本化する必要があるとし、[『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 \(通称：バリアフリー法\)』](#) (法令データ提供システムより) が制定され、現在に至っています。

障がい者等の特性とその対応について

1 肢体不自由者

主な特徴



- 移動に制約がある方もいます
- 文字の記入が困難な方もいます
- 体温調整が困難な方もいます
- 話すことが困難な方もいます

■ 困っていること

- ・ 落ちているものを拾ったり、ドアを開けたりすることが一人では、難しいことがあります。(車)
- ・ 急な坂道や凹凸のある道では、自力で動けないことがあります。(車)
- ・ エレベータが混雑していると移動ができません。(車)
- ・ 多目的トイレ（スペースの広いトイレ）しか使用できません。(車)
- ・ 片手で荷物を持つことは大変です。(杖)
- ・ 傘をさすことが困難な場合があります。(杖)
- ・ 手すりを持つことやエレベータ等のボタンを押すことが困難な場合があります。(杖)

■ 配慮することやコミュニケーションについて

- ・ 杖を使用していると片手が塞がってしまいます。階段の手すりは左右どちらも設置されていると非常に便利です。(杖)


(車)…車いす使用者

(杖)…杖使用者

2 視覚障がい者

主な特徴

- **一人で移動することが困難な方もいます**
(家族の誘導や移動支援・同行援護などの人に誘導してもらう方もいます)
- **音声を中心に情報を得ています**
(手足の感覚だけでなく、体全体の触覚や反響音等を頼りに行動する方もいます)
- **文字の読み書きが困難な方もいます**
- **点字や拡大文字等を用いるほか、パソコンの拡大機能、レンズや拡大機器等を用いて情報を得ています**
- **様々な色彩を用いた印刷物や構造物の見分けが困難な方もいます**



■ 困っていること

- ・ 声だけでは、知っている相手であっても分からないこともあります。(盲)(視)
(名前を呼ぶ等して、誰が誰に声をかけているのか明確に伝える必要があります)
- ・ 「あれ」「これ」などの指示語で会話されると内容がわかりません。(盲)(視)
- ・ 点字ブロックの上に自転車等の障害物を置かれてしまうと、つまずいたり、転んだりする原因になります。(盲)(弱)
- ・ 誘導ブロックが途切れていたり、敷設されていないと、方向が分からないだけでなく、とても危険です。(盲)(弱)
- ・ 自動販売機や券売機等を活用する際、種類を判断することが困難です。(盲)
- ・ 電気自動車等の静穏機能により、車の接近が分からず危険です。(盲)
- ・ 建物の床と壁等色分けをしている場合、見分けがつかなく衝突の恐れがあります。(色)

■ 配慮することやコミュニケーションについて

- ・ 点字だけではなく、音声等を活用した情報提供をすることが重要です。(盲)(視)
 - ☞ 視覚障害のある人が、必ずしも点字を読めるわけではありません。点字を使用している人は1割で、残り9割の人は、音声（録音物、代読等）や拡大文字により情報を得ています。
 - ☞ 文字情報を音声にする方法としては、補助者による代読やパソコンの音声読み上げソフトを用いる等の方法があります。

- ☞ 知らない場所や目的地を探す場合、立ち止まったりきょろきょろすることがあるため、横からやさしく声をかけてください。
- ・ カラーユニバーサルデザインガイドライン等を活用し、色彩に気をつけましょう。(視)(色)
- ・ 色彩についてはコントラストをはっきりしたもの、十分な明るさのあるものを提供します。


(盲)…全盲者

(視)…弱視者

(色)…色弱者

3 聴覚・言語障がい者

主な特徴



- 外観からは分かりにくい方もいます
- 視覚を中心に情報を得ています
- 声を出して話せても聞こえているとは限りません
- 補聴器等を付けていても会話が通じるとは限りません

■ 困っていること

- ・ 病院などの窓口で呼ばれていても反応ができません。（聴）
- ・ 意図せず、大きい音を発している場合があっても、自分で気付かないことがあります。（聴）
- ・ 電話やインターホンでのやり取りができません。（聴・言）
- ・ 屋外にいる時、クラクションが鳴っても分かりません。（聴）
- ・ 緊急時の音声アナウンスだけでは状況を理解できません。（聴）

■ 配慮することやコミュニケーションについて

- ・ 聴覚や言語に障害のある人との会話には、手話・指文字・筆談・口話・読話などの方法があります。
- ・ 聴覚や言語に障害のある人と会話をする際は、顔や口の形が見える位置でゆっくり話してください。
- ・ 会議等で手話が必要な際は、手話通訳者も活用することが大切です。
- ・ 筆談やコミュニケーションボードを活用する方法もありますが、相手が望む方法で対応することが大切です。（聴・言）
- ・ 緊急時の音声情報を可視化できるもの（電光掲示板、点滅型避難誘導灯、イラスト付き AED 等）や、音に代わって光や振動などで知らせるシステム等が整備されると便利です。（聴・言）

(聴)…聴覚障がい者

(言)…言語障がい者

4 知的障がい者

主な特徴

- 複雑な話や抽象的な概念は理解しにくい場合があります
- 人に尋ねたり、自分の意見を述べたりすることが苦手な方もいます
- 漢字の読み書きや計算が苦手な方もいます
- ひとつの行動に執着したり同じ質問を繰り返したりする方もいます
- 話や返事をしていても、内容を理解していない場合があります
- 金銭管理や買い物、会話、家事、仕事などの社会生活への適応に、それぞれの状態に応じた支援が必要です



■ 困っていること

- ・ 自分に利益か不利益か判断できない方もいます。そのため、キャッチセールス等の被害に引っ掛かりやすい方もいます。
- ・ 初めての場面や初対面の人に対応するのが苦手な方もいて、困っていてもその状況を伝えられない場合があります。
- ・ 急な予定の変更や、予期しないことに対処することが難しく、戸惑ってしまう方もいます。

■ 配慮することやコミュニケーションについて

- ・ 声をかける時はやさしく、ゆっくりと簡単な言葉で分かりやすく話します。また、ひらがなを添えれば、ある程度コミュニケーションできる方もいます。
- ・ イラスト等を交えたコミュニケーションボードの活用が有効な場合もあります。
- ・ 本人の年齢にふさわしい言葉で話します。（成人に対して子ども扱いしない）
- ・ 声をかけるときはやさしくゆっくりと穏やかな口調で安心できるようにします。
- ・ 簡単な言葉で具体的に分かりやすく、肯定的な表現で話します。
- ・ 絵や写真、ピクトグラムなど、シンプルで分かりやすい情報提供の工夫が必要です。
- ・ 対応に困った時は、ヘルプカードなどを参考に、早めに家族や支援者と連絡をとることも必要です。

5 精神障がい者

主な特徴

- ストレスに弱く、疲れやすかったり、対人関係やコミュニケーションが苦手な方がいます
- 外見からは分かりにくく、障害について理解されずに孤立している方もいます
- 学生時代に発病したり、長期入院したために社会生活に慣れていない方もいます
- 認知面の障害のために、何度も同じ質問を繰り返し、つじつまの合わないことを一方的に話す方もいます
- 脳内の伝達機能に支障がおき、知覚・思考・感情などに障害が起きています



■ 困っていること

- ・ 精神障害のある人に対する社会の偏見が強いためどう対応すればよいか困る方もいます。
- ・ 誰かが話している（幻聴）、誰かに見張られている・嫌われている（妄想）などを感じる方や、不安感や抑うつ感があり、意欲が低下してしまうことで表現ができず誤解をされてしまうなど、一般の方より大きなストレスがかかっています。
- ・ 考えや会話がまとまらなかつたり、分かってもらいたい思いが強すぎるため、結果として周りを振り回してしまう方もいます。

■ 配慮することやコミュニケーションについて

- ・ 話を伝える際は、ゆっくりと、具体的な言葉を使用して話してください。
- ・ 話を聞く際は、相手の伝えたいことを丁寧に聞いてください。急かしたりせず、見守る姿勢を心がけてください。
- ・ 話を伝える際は、ゆっくりと、具体的な言葉を使用して話してください。
- ・ 話を聞く際は、相手の伝えたいことを丁寧に聞いてください。急かしたりせず、見守る姿勢を心がけてください。
- ・ 妄想と思われる話を聞いた際は、極力否定も肯定もしないように努めてください。
- ・ 突発的だったり攻撃的に見える言動や行動がある場合でも、一生懸命自分を守ろうとしての防御であることもあります。万一、興奮状態にある時は、なだめるのではなく、本人を尊重し、見守りながら落ち着いた状態になってから話をしてください。
- ・ こども扱いせず、年齢相応の配慮をしてください。

6 発達障がい者

主な特徴

- こだわりが強く、突発的な出来事や予定の変更への対応が苦手な方もいます
- 時間の感覚が分かりにくかったり、不快と感じる音を聞き流せない方もいます
- 相手の話が理解できない、思っていることをうまく伝えられない方もいます
- 読み書きや計算が苦手な方もいます
- 興味のあるものをすぐに触ったり、手に取ったりせずにはいられない方もいます
- 目的もなく歩き回ったり、そわそわして休みなく動いている方もいます



■ 困っていること

- ・ 得意、不得意の差が極端にあり、得意なことを過剰に評価され、出来ないことを怠けていると誤解され悩む方もいます。

■ 配慮することやコミュニケーションについて

- ・ 短い文章で「ゆっくり」「丁寧に」「繰り返し」説明が必要です
 - ☞ 「ゆっくり」「丁寧に」「繰り返し」の応対を心がけてください。「繰り返し」はケースによっては逆効果の場合もあるので、2～3回言って通じなければ、伝え方を工夫しましょう。ゆっくりと穏やかに、肯定的な表現で話しかけてください。
- ・ 抽象的な表現は用いず、できるだけ具体的に説明しましょう
 - ☞ より具体的で、簡潔な分かりやすい言葉を使います。言葉だけでの理解が難しいと感じた場合には、視覚的な情報（絵や写真、地図、ジェスチャーなど、場合によっては文字も併用する）を使って伝えることを心がけましょう。
- ・ 困っていたり、不安も感じたりしている際の応対も重要です
 - ☞ 困ったり不安を感じていても、その状況を自分からうまく説明できない場合もあるので、その方に合わせてやさしく話を聞くようにしてください。こだわりや癖が、周囲の人にはわがままに感じることもあるかもしれませんが、大声で説明することは逆効果となるため、穏やかな態度で、本人を尊重するように接してください。

【資料 1】

- ・ パニック時の対応も大切です
 - ☞ 万一パニック状態になったら、刺激せず、安全を確保しながら、周りの方にも理解を求めながら、落ち着くまでしばらく見守りましょう。近くに静かで落ち着ける場所があれば、そちらに誘導しましょう。

7 内部障がい者

主な特徴

- 外見からは分かりにくい障害です
- 疲れやすい方もいます
- タバコの煙を苦しく感じる方もいます



■ 困っていること

- ・ 外見では分かりにくく、他人に理解されないため、電車等の乗り物や会社等で「つらい、しんどい」と感じて助けを求められず、我慢している方もいます。
- ・ 多目的トイレ（オストメイト等機能つき便房、簡易型多機能便房等）しか使用できません。

■ 配慮することやコミュニケーションについて

- ・ 周りからなかなか理解されず苦しんでいる方もいます。そういった方たちを理解することを心がけましょう。
- ・ 携帯酸素を使用している方の近くでは、タバコを吸わないようにしましょう。
- ・ なるべく負担をかけない対応を心がけましょう。

8 妊産婦等（妊産婦・乳幼児連れ・ベビーカー利用者）

主な特徴

- 乳幼児連れの方たちは、荷物が多く、手早く動くことができない場合があります
- 外出先でおむつ替えやミルク等の授乳が必要な時、授乳室や赤ちゃんルーム等がどこにあるか分からない、または存在しない場合は、周囲を気にしながら対応することになります



■ 困っていること

- ・ エレベータが混雑していると移動ができません。
- ・ おむつ替えやミルク等、授乳室等がないと周りを気にしながら対応することになります。
- ・ マタニティマークに対する理解が十分ではない等の悩みを抱えている場合があります。

■ 配慮することやコミュニケーションについて

- ・ 赤ちゃんが泣いていても、やさしく見守るように心がけましょう。
- ・ 階段等で身動きが取れず困っていたら声掛けを率先しましょう。
- ・ 公共交通では、他の移動制約者とスペースを共有するため、周囲の協力が必要です。ほんの少しの手伝いが、大きな手助けとなります。

9 高齢者

主な特徴

- 老化により視力や聴力、足腰の機能が低下していきます
- 気力等の心身の機能が低下していきます



■ 困っていること

- ・ 気持ちは若くても、体がついていかないことがあります。
- ・ 漠然とした不安や疎外感を持つ方もいます。
- ・ 物忘れがひどくなったり、新しいことが覚えられなくなったりする方もいます。

■ 配慮することやコミュニケーションについて

- ・ 高齢者だからと先入観を持たずに、よく話を聞き、ありのままを受け入れることが大切です。
- ・ 新しいことは繰り返し伝え、重要なことはゆっくりと伝えましょう。
- ・ 安全面に配慮しましょう。日常生活で転倒等の要因になりそうなものは極力排除しておくようにします。

10 外国人

主な特徴

- 日本語の読み書きや会話が十分にできないことや、習慣の違い等から意図せずトラブルに巻き込まれてしまうこともあります



■ 困っていること

- ・ 公共交通機関やレストラン等、公共性の高い場所であっても言語表記が不十分であり、どうしたらいいか分からないことがあります。
- ・ 無料で利用できる Wi-Fi 整備が不足しており、情報を得るのに苦労します。

■ 配慮することやコミュニケーションについて

- ・ イラスト等を交えたコミュニケーションボードの活用も有効です。
- ・ 公共性の高い場所においては、英語等が話せるボランティアを配置するといった配慮も必要です。

障害者等用駐車区画利用制度について

最終更新 2017.05.10

秋田県では平成28年10月3日より、施設管理者が協力を届け出た「障害者等用駐車区画」の利用対象者（歩行が困難な方で、かつ障がい者、難病患者、要介護者、妊産婦、けが人）に対して利用証を交付し、利用対象者を明確にすることで駐車区画の適正利用を図る「障害者等用駐車区画利用制度」を開始しました。

この制度により、駐車区画には『車いす使用者用』と『車いす使用者以外用』のそれぞれの案内表示が掲示され、利用者は駐車した車両に利用証を掲示するため、第三者からの判別も容易となり、駐車区画の適正利用に繋がります。

制度の趣旨を理解の上、事業者の方々には駐車区画の協力届出を、利用者の方々には利用証の申請をし、駐車区画の適正利用にご協力をお願いします。詳細については、[秋田県ホームページ](#)をご覧ください。



駐車区画の案内表示（カラーコーン等へ貼り付け） ※写真は、秋田市西部市民サービスセンターです



利用証の表示（車両前方のルームミラー等へ掲示） ※写真はイメージです